

今号の主な内容	
2面	所得税及び復興特別所得税、住民税の申告のときに確認を
3面	悪質商法にご注意ください
8面	大人の風しん予防接種への助成が終了します
8面	区立子ども園定期利用保育の説明会
8面	「ありがとう!やなせたかし先生95歳おめでとう!」の会



しんじゅくコール
☎(3209)9999 FAX(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

確定申告が始まります

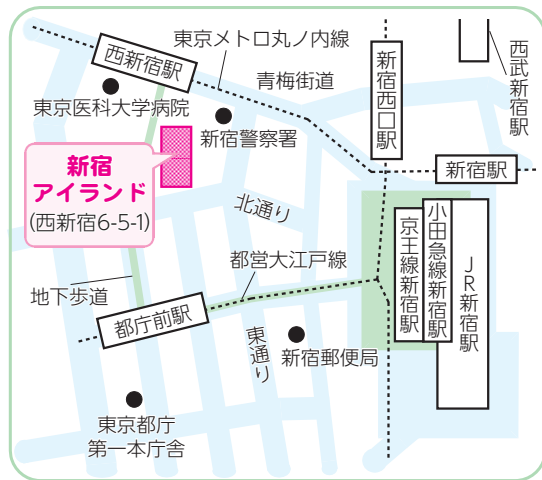
所得税及び復興特別所得税の 申告と納税は 2月17日(月)～3月17日(月)に 還付申告書はすでに受け付けています

【問合せ】▶ 所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税等…新宿税務署(〒169-8561北新宿1—19—3)
☎(3362)7151、四谷税務署(〒160-8530三栄町24)
☎(3359)4451
▶ 個人事業税…新宿都税事務所(西新宿7—5—8)
☎(3369)7151
▶ 住民税…区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階)
☎(5273)4107・4108
▶ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
※社会保険料控除、高齢者のおむつ代の医療費控除、寝たきりの高齢者等の障害者控除、障害基礎年金受給者の住民税の申告について、2面でご案内しています。

2月6日(木)～3月17日(月)

申告書の作成・提出会場を 新宿アイランドに開設します

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書の作成・提出会場を、新宿アイランド地下1階アクアプラザ(西新宿6—5—1、右地図参照)に開設します。
【開設期間】2月6日(木)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
【受付時間】午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)
【相談時間】午前9時15分～午後5時
※税務署内に確定申告書作成会場は設置しません(作成済みの申告書は土・日曜日、祝日を除き、税務署でも提出を受け付けます)。



申告書は郵送でも提出できます

申告書を管轄の税務署へお送りください(新宿アイランド内の会場へは郵送できません)。
申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、「提出用」「控え用」ともボールペン書きし、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

公的年金等の確定申告

平成23年分の申告から、その年の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要がなくなりました。
※所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告(医療費控除など)はできます。
※所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

贈与税の申告と納税

平成25年中に個人から土地・建物・現金・預貯金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」等の特例を選択した方は、贈与税の申告が必要です。
贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。e-Taxも利用できます。

税理士の無料申告相談

【日程・会場】下表のとおり
【受付時間】午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分
【相談時間】午前9時30分～12時・午後1時～4時
申告書の提出もできます。25年中に確定申告した方は、提出した確定申告書等の控えをお持ちください。譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。車での来場はご遠慮ください。

新宿税務署管内の方

日程(2月)	会場
3日(月)～5日(水)	落合第二地域センター(中落合4—17—13)
5日(水)～7日(金)	戸塚地域センター(高田馬場2—18—1)
12日(水)～14日(金)	落合第一地域センター(下落合4—6—7)
13日(木)・14日(金)	大久保地域センター(大久保2—12—7)
17日(月)～21日(金)	区役所第1分庁舎1階ロビー(歌舞伎町1—5—1)

四谷税務署管内の方 (23日(日)は申告書の提出はできません)

日程(2月)	会場
3日(月)～7日(金)	牛込筆筒地域センター(筆筒町15)
10日(月)・12日(水)～14日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)
17日(月)～21日(金)	若松地域センター(若松町12—6)
23日(日)～28日(金)	東京税理士会四谷支部(四谷3—7—6、N K第8ビル)

2月23日(日)・3月2日(日)

東京国税局で 申告書の作成・提出ができます

【受付時間】午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
【相談時間】午前9時15分～午後5時
【会場】東京国税局(千代田区大手町1—3—3、大手町合同庁舎3号館)
※当日は、新宿・四谷税務署と新宿アイランドでは申告書を作成・提出できません。

インターネットで 申告書の作成・申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。
また、作成した申告書等に電子証明書を添付して、送信(提出)もできます(e-Tax・イータックス)。
※e-Taxの利用には、事前に手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

住民税の申告書をお送りします

平成25年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、26年度の申告書を2月7日(金)に発送します。申告が必要な方は、受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。
収入が一定額以下の方も、申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。申告書の提出にご協力ください。
【受付日時】2月10日(月)～3月17日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)
※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送での申告もご利用ください。
● 2月23日(日)に区役所で
26年度の住民税の申告を受け付けます
【受付時間】午前9時～午後5時
【申告会場・問合せ】区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階)☎(5273)4107・4108へ。